

電気用品安全法について

PS-Eマークは、電気用品が安全基準を満たしていることを示すマーク

電気用品安全法の経過措置について

平成13年に施行された電気用品安全法は、電気用品の製造・輸入・販売の事業についての規制を定めています。法施行以前に製造又は輸入された旧法（電気用品取締法）に基づく表示のある電気用品の販売については、当該電気用品の品目毎に、5年、7年、10年の経過措置期間が設けられています。このうち5年間の経過措置の品目には、平成18年3月31日を以て販売猶予期間が終了し、それ以降はPS-Eマークが付いていない電気用品は販売できなくなりました。

電気用品安全法の経過措置について

火災等の危険や障害の発生するおそれが多い電気用品として電気便座、電気マッサージ器など百十二品目を「特定電気用品」として、それ以外の電気冷蔵庫、電気洗濯機、テレビなど三百二十八品目を「特定以外の電気用品」として計四百五十品目の製品が指定されています。

Point



経過措置期間終了後の
特定以外の電気用品の
手続きの流れ

事業の届出

沖縄総合事務局長に提出

技術基準適合確認

旧法の表示等の確認

3 自主検査
必要です。

電気用品の製造又は輸入を行っている場合には、国が定めた検査の方式により検査を行い、検査記録を作成し、これを検査の日から3年間保存する必要があります。

4 PS-Eマークの表示

届出事業者は、基準に適合して検査等を実施した電気用品について、国が定めた表示を付すことがあります。

「特定以外の電気用品の例」

1 事業者届出

新たに事業を開始する場合

開始から30日以内に沖縄総合事務局長に「事業届出」を行つ

ます。

問い合わせ先

沖縄総合事務局

経済産業部商務通商課
電話▼〇九八・八六六・〇〇一一
内線二九〇

2 技術基準適合確認

電気用品安全法のホームページ
<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/index.htm>

【表示例】



経済産業商事(株)

定格電力 100V
定格消費電力 160 / 170W
定格周波数 50 / 60Hz

PS-Eマークの表示

表示例参照

自主検査

外観絶縁耐力・通電検査、
記録保存

技術基準適合確認

旧法の表示等の確認

!

経過措置期間終了後の
特定以外の電気用品の
手続きの流れ